

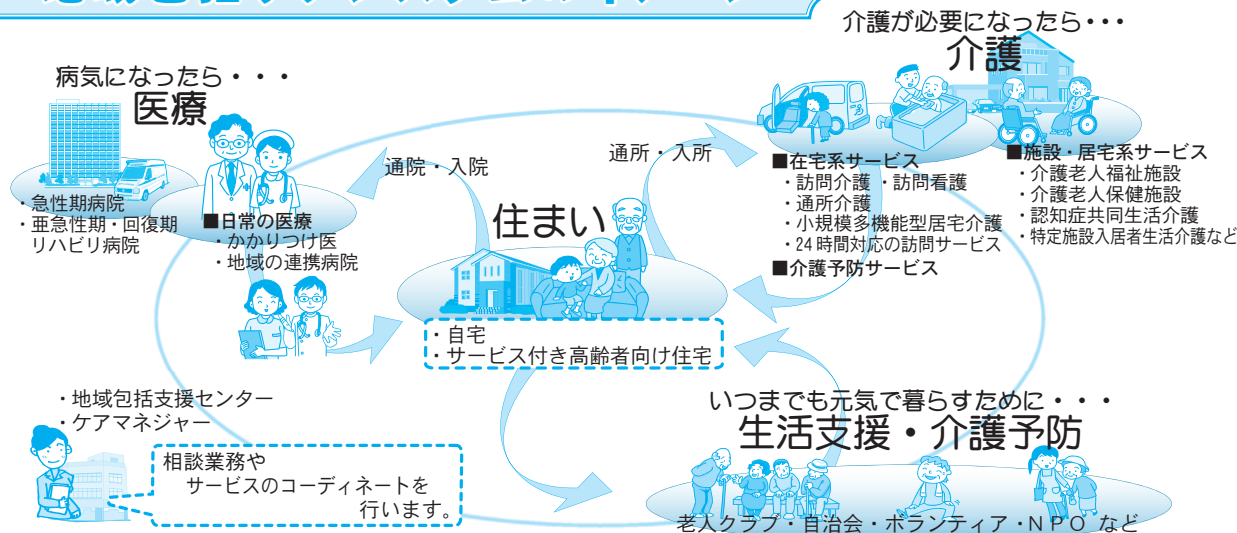
地域包括ケアシステムの構築に向けて

高齢者の総合相談支援窓口である地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の充実のための事業に取り組んでいきます。

また、予防給付のうち、介護予防訪問介護および介護予防通所介護は、平成 29 年 4 月から地域支援事業へ移行します。要支援者などの多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護などのサービスに加えて、住民主体の支援なども含め、総合事業の対象としての支援内容を検討し、スムーズな移行を目指していきます。

現行の制度		移行	新しい制度	
介護予防給付 (要支援 1~2)	訪問看護、 福祉用具など		介護予防給付(要支援 1~2)	
地域支援事業	訪問介護、 通所介護	現行と同様	総合事業 - 介護予防・日常生活支援総合事業 - (要支援 1~2、それ以外の人)	
	介護予防事業 ○二次予防事業 ○一次予防事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防普及啓発 ・地域介護予防活動支援	平成 29 年 4 月に移行	○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援事業(ケアマネジメント) ○一般介護予防事業 ・介護予防普及啓発 ・地域介護予防活動支援	
包括的支援事業・任意事業 ○地域包括支援センターの運営 ○認知症施策		多様化	包括的支援事業・任意事業 ○地域包括支援センターの機能強化 ○在宅医療・介護連携の推進 ○生活支援サービス体制整備 ○認知症施策の充実	
		充実	地域支援事業	

地域包括ケアシステムのイメージ



本計画の策定にあたっては、市民等を対象とした意識調査やパブリックコメント、介護保険運営協議会を含め、多くのみなさんからご意見をいただき、ありがとうございました。

高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画は介護福祉課(ウェルス幸手内)、老人福祉センターおよび図書館で閲覧できます。

※市ホームページ (<http://www.city.satte.lg.jp/>) から閲覧できます。

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8444 ・ FAX (43) 5600



高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定しました

市では今後3年間に必要な介護サービスの見込み量やサービスの確保方法などを計画した「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（平成27～29年度）を策定し、これに基づき65歳以上の人の介護保険料を新たに決定しました。

基本理念

住み慣れた地域で 人と人が支え合うやさしさあふれるまち 幸手

- ▶基本目標1 高齢者の生きがいづくりと自立の支援
- ▶基本目標2 身近な地域で暮らし続けるための支援体制づくり
- ▶基本目標3 介護保険事業の円滑な推進

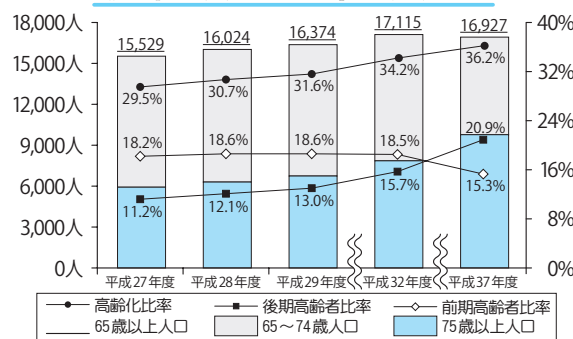
平成27～29年度 介護保険料(基準額)

年額 56,400円(50,400円)
月額 4,700円(4,200円)

※〔 〕内は、前計画(平成24～26年度)における介護保険料(基準額)

この計画では、中・長期的な展望に立ち、平成37年(2025年)には約3人に1人以上が高齢者で、かつ後期高齢者(75歳以上)が前期高齢者(65～74歳)を上回ることが見込まれ、地域社会での支援体制を考えていく必要があることから、前計画(平成24～26年度)で進めてきた地域包括ケアの推進に向けた方向性を承継しつつ、より具体化した形を目指す観点から、住み慣れた地域(在宅生活の重視)における互助・共助による地域づくりを加え、目指すべき将来像としての基本理念と、その達成のための基本目標を定めています。

高齢者人口の将来の見込み



介護保険制度の改正について

介護報酬が改定されました (平成27年4月から)

介護報酬(介護保険サービスにかかる費用)が改定されました。

そのため、サービスを利用するときの利用者負担も変更になります。

介護老人福祉施設などの入所基準が 変わりました(平成27年4月から)

介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設への新規入所は、原則、要介護3以上の人が対象になりました。

介護保険負担限度額認定証の給付要件が 変わります(平成27年8月から)

下記①・②のいずれかに該当する場合は、施設入所などに係る費用のうち、居住費および食費の補助の給付対象になりません。

- ①配偶者に住民税が課税されている場合(世帯分離している場合を含む)
- ②預貯金(有価証券や投資信託などを含む)について、単身の場合は1,000万円、夫婦の場合は2,000万円を超える場合

介護保険負担割合証が発行されます (平成27年8月から)

要支援・要介護の認定を受けた人全員に、利用者の負担(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

※下記①・②のいずれにも該当する場合は、2割負担になります。

- ①65歳以上で本人の合計所得金額160万円以上の人
- ②年金の収入金額と年金以外の合計所得金額が、単身の場合は280万円以上の人、65歳以上の人が2人以上いる世帯の場合は346万円以上の人